

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
社会福祉施設協議会連絡会  
委員長 磯 彰 格

## エッセンシャルワーカーとしての福祉従事者への支援等にかかる要望

政府においては、オミクロン株の流行状況に応じた対応として、濃厚接触者の待機期間を 10 日間に短縮するとともに、社会機能維持者については、6 日目に検査を行い、陰性の場合、待機期間を解除するとの柔軟な取扱いを示していただいたことに深謝申し上げます。

各地の福祉施設・事業所では、福祉サービスを必要とするすべての人たち（高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等）とすべての福祉従事者の感染防止の徹底を図り、日夜最大限の警戒を維持しながら支援を継続しています。しかしながら、福祉従事者が濃厚接触者に特定され、福祉サービスの提供の継続に支障をきたす事態も生じています。

つきましては、感染者が急増している地域においても、必要な福祉サービス提供体制を確保するため、以下、要望いたします。

### 1. 子ども・子育て、高齢者、障害者等の支援継続のため、医療従事者と同等に福祉従事者の待機期間中の勤務を認め、PCR 検査等の実施を支援してください

濃厚接触者である医療従事者については、濃厚接触者の待機期間中であっても、毎日業務前の検査での陰性確認など、要件を満たせば、不要不急の外出に当たらずに医療に従事することができるかとされています。

私たち福祉従事者は、医療従事者とともに、人々の生活に必要不可欠なエッセンシャルワーカーであり、濃厚接触者の待機期間について、緊急的な対応として、医療従事者と同等の取扱いを沖縄県以外の地域においても認めていただくようお願いいたします。

また、同取扱いの前提となる、すべての福祉施設・事業所における PCR 検査等の実施について、各自治体での体制強化と検査の費用やキット提供に対する支援をお願いいたします。

### 2. 高齢者、障害者等の支援者とともに、保育士等のすべての福祉従事者をエッセンシャルワーカーとして明確化してください

基本的対処方針では、事業の継続が求められる関係者として、保育所・保育士等が明記されておりません。保育所等は、他のエッセンシャルワーカーの子どもの保育を担い、ひとたび休止することがあれば、エッセンシャルワーカーの勤務が困難となり、社会機能を維持することができなくなります。保育所等をはじめ、社会養護施設、救護施設等のすべての福祉施設は事業の継続が求められる事業者であり、そこで働く者は、エッセンシャルワーカーであることを明確化するとともに、急務である優先的なワクチンの追加接種の対応も含め、すべての福祉施設と従事者を社会機能維持者として対応していただくよう、お願いいたします。

<社会福祉法人 全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会 構成団体>

全国社会就労センター協議会  
会長 阿由葉 寛  
全国身体障害者施設協議会  
会長 日野 博愛  
全国保育協議会  
会長 奥村 尚三  
全国保育士会  
会長 村松 幹子

全国児童養護施設協議会  
会長 桑原 教修  
全国乳児福祉協議会  
会長 平田 ルリ子  
全国母子生活支援施設協議会  
会長 菅田 賢治  
全国福祉医療施設協議会  
会長 松川 直道  
全国救護施設協議会  
会長 大西 豊美

全国社会福祉法人経営者協議会  
会長 磯 彰 格  
障害関係団体連絡協議会  
会長 阿部 一彦  
全国厚生事業団体連絡協議会  
会長 大西 豊美  
高齢者保健福祉団体連絡協議会  
会長 青木 佳之